

ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、「技術と信頼」の経営理念の下、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の監督機能を強化しつつ積極果断な経営判断を促す仕組みの構築が重要であるとの考えに基づき、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取り組むものとする。

(経営理念)

当社は企業活動の基礎となる経営理念を次に掲げる。

「技術と信頼」

われわれは、制御、計測、検査の技術を活かした製品ときめ細かいサービスの提供により、お客様から厚い信頼を獲得し、良きパートナーとして共に成長します。さらに、パートナーシップにより生み出した価値を広く社会に応用することで、豊かで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

第1章 株主の権利・平等性の確保

(基本方針)

第1条 当社は、株主と長期的な信頼関係を結ぶため、株主の権利が平等に確保され、かつ、有効に行使されるような環境の整備に努める。

(権利行使)

第2条 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。また、株主総会における株主の権利行使に係る環境を適切なものとするよう、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 当社は、招集通知を株主総会の招集に係る取締役会決議日から招集通知発送日の間に当社ウェブサイトに掲載する。
- (2) 当社は、株主総会開催日について、原則としていわゆる集中日を避けて設定する。

(資本政策)

第3条 当社は、持続的な成長と中長期的な株主価値向上のため、次に掲げる事項を方針とする。

- (1) 財務の健全性、安定性を示す指標として自己資本比率を重視し、一定水準の維持を目指す。
- (2) 収益力・資本効率等の向上を意識した具体的な指標・目標を定め、経営計画に反映し、公表する。
- (3) 株主の皆様への利益還元を示す指標並びに目標値を連結配当性向 40%以上かつ連結自己資本配当率(DOE) 2%以上と定め、その実現を目指す。
- (4) 自己株式の保有は発行済株式総数の5%を目安とし、超過する場合は原則1年以内に超過状態を解消する。

(政策保有株式)

第4条 当社は、創業時から、「技術と信頼」を経営理念に掲げ、主に製造業の企業の皆様と強力なパートナーシップの構築、維持を図り、相互に企業価値向上に努めてきた。その経緯から、政策保有株式については、単なる安定株主ではなく、事業推進上のパートナーとして、相互に企業価値の向上に資する企業の株式のみを保有している。

毎年取締役会にて、保有株式の状況、保有意義、保有によるリターンとリスク等を検討し、総合的に保有継続の意義を判断し、保有の可否を判断している。また、議決権の行使については、中長期的な企業価値向上につながるものであるかどうかを慎重に検討した上で、判断している。

(関連当事者間取引)

第5条 当社は、当社と取締役または執行役員との間で会社法に定められている利益相反取引を行う場合に限らず、当社と主要株主や子会社・関連会社の取締役または執行役員との間で行う取引についても取締役会での承認決議を要するものとする。

(反対票の報告・分析)

第6条 当社は、株主総会における当社提案議案の賛成率を取締役会へ報告する。可決には至ったものの賛成率が行使された議決権の90%に満たない場合は、当該議案の賛成率が低い理由の分析結果も併せて取締役会へ報告する。取締役会は、報告内容を踏まえ、株主に対する説明等対応の要否を検討する。

第2章 ステークホルダーとの適切な協働

(基本方針)

第7条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、全てのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であるとの認識の下、その関係構築に向け取り組む。

(SDGs 推進)

第8条 当社は、「技術と信頼」の経営理念の下、当社が関わり生み出した価値を広く社会において応用することで、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する経営を目指している。その経営理念を実現するためには、持続可能性を追求することも重要と考え、地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害への危機管理等を重視している。気候変動やサステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、積極的に取り組んでいる。

(多様性の確保)

第9条 当社は、多様な視点や価値観を取り入れることも自社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、個人の属性に拘らない多様な人材の確保・活用を積極的に推進する。

(内部通報)

第10条 当社は、自社の従業員等が不利益を被ることなく違法または不適切な行為を伝えることができるよう社内及び社外に通報窓口を設置し、取締役会は適切な体制を整備するとともにその運用状況を監督する。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

(基本方針)

第11条 当社は、実効性あるコーポレート・ガバナンス実現のため、法令に基づく開示に加え、ステークホルダーにとって重要であると判断する情報の開示を積極的に行う。法令に基づく開示のみならず、重要な情報に関しては、当社ウェブサイトやTDnet等の媒体で、適時に情報を開示する。

(外部会計監査人)

第12条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向け、次に掲げる事項の整備を行う。

- (1) 監査等委員会は、独立性・専門性に基づき外部会計監査人の選定・評価を行う。
- (2) 取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人と密にコミュニケーションを取る。
- (3) 取締役会は、外部会計監査人から不正・不備・問題等の指摘事項があれば、案件毎に解決へ向けた対応体制を整える。

第4章 取締役会の責務

(基本方針)

第13条 当社は、取締役会がその役割・責務を有効かつ積極的に果たし、コーポレート・ガバナンスの一層の強化につなげると共に持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、会社法上の機関設計を「監査等委員会設置会社」とし、体制の構築・強化に努める。

(取締役会の役割・責務)

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組むものとする。

取締役会は、グループ全体の戦略的な意思決定、リスク管理体制の確保、サステナビリティへの取組みを行うことを主要な役割・責務とし、それ以外の業務執行の意思決定及び執行の権限については、法令及び定款で定めるものを除き、業務執行取締役に委任する。

(監査等委員会の役割・責務)

第15条 監査等委員会は、法令の定めに従いその過半数を社外取締役とし、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役の選任・解任・辞任や報酬等に対する意見陳述権を有し、経営の監督機能強化に取り組んでいる。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名)

第16条 取締役会は、経営理念を体現し、将来の持続的成長に資する者として、当社の事業推進において、能力・知見を有し、かつ、心身ともに健康である者を、性別、国籍、職歴、年齢等を問わず、取締役会の多様性と適正規模のバランスを考慮した上で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者として指名する。

(監査等委員である取締役候補者の指名)

第17条 取締役会は、監査等委員である取締役候補者については、会社経営、法務、財務・会計、技術等の分野における経験・知見を有し、かつ、心身ともに健康である者を、性別、国籍、職歴、年齢等を問わず、取締役会の多様性と適正規模のバランスを考慮した上で、法令の定めに従い、監査等委員会の同意を得た上で指名する。

(取締役の解任)

第18条 次に掲げる各事項の一つに該当し取締役として適格ではないと取締役会において判断された場合には、株主総会に諮った上で解任されるものとする。

- (1) 取締役として不正、不当または背信を疑われる行為があったとき
- (2) 取締役としての適格性に欠け、忠実義務を誠実に遂行しないと取締役会が判断したとき
- (3) 競業避止義務および秘密保持義務に対して重大な違反を犯したとき
- (4) その他取締役としてふさわしくない行為をしたとき

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬)

第19条 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)による積極果断な意思決定が重要であるという認識の下、健全な企業家精神の発揮を促すとともに内外の優秀な人材の獲得に資する報酬体系とする。

収益並びに株主価値の向上に対するコミットメントを踏まえ、原則、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成し、株主総会で承認決議された報酬枠の範囲内で取締役会の決議により決定する。

(監査等委員である取締役の報酬)

第20条 当社は、監査等委員の報酬について、その役割・責務の観点から原則、基本報酬のみとし、それぞれの職務形態・内容を勘案の上、株主総会で承認決議された報酬枠の範囲内で監査等委員会の協議により決定する。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支援体制)

第21条 当社は、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために、管理部門を主管として情報入手を含めた支援体制を整備する。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)がその意思決定において外部専門家から助言を求める必要があると判断した場合、その予算を確保する。

(監査等委員である取締役の支援体制)

第 22 条 当社は、監査等委員である取締役がその役割・責務を実効的に果たすために、内部監査室を主管として情報入手を含めた支援体制を整備する。また、監査等委員である取締役がその意思決定において外部専門家から助言を求める必要があると判断した場合、その予算を確保する。

(独立社外取締役の独立性判断基準)

第 23 条 当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準を「独立社外取締役の独立性判断基準」(別紙)に定める。

(取締役会における審議の活性化)

第 24 条 取締役会は、その審議の活性化のため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 取締役会の資料を会日に先立って配布するとともに、重要度が高い議案については、事前にその内容を説明する。
- (2) 取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てる。また、十分な審議ができるよう適切な審議時間の確保に努める。

(取締役のトレーニング)

第 25 条 当社は、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために必要不可欠な知識の習得機会を、必要に応じ適宜提供する。

第 5 章 株主・投資家との対話

(基本方針)

第 26 条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、管理部門担当執行役員の下、株主及び投資家との中長期的視点に則った建設的な対話を積極的に推進する。その具体的な方針については、「株主・投資家との建設的な対話に関する方針」(別紙)に定める。

2016年 8月29日 制定
2018年12月25日 改定
2021年11月12日 改定
2022年 8月 8日 改定

(別紙)

独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件とする。

- ① 現在も含め就任前過去10年間において、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族（配偶者、2親等内の親族）であった者
- ② 現在も含め過去5年間において、当社グループの主要取引先企業（連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。）の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間において、当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人）であった者
- ④ 現在も含め過去5年間において、いずれかの事業年度に当社グループから、コンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

株主・投資家との建設的な対話に関する方針

- ① 株主及び投資家との対話を補助する社内の体制については、管理部門担当執行役員の下、総務部が中心となり経理部をはじめとした管理部門内で緊密な連携をとりながらIR活動を企画・推進する。
- ② 対話の対応者については、面談希望者の要望を踏まえた上で社長、管理部門担当執行役員、独立社外取締役もしくはIR担当者が面談に臨むことを基本とする。
- ③ 株主及び投資家との建設的な対話の充実を目指して、面談に加え、株主総会、決算説明会や事業説明会等のイベントや当社ウェブサイトを通じ、開示情報の充実に取り組む。
- ④ 経営戦略や中長期経営計画の公表に際しては、自社の資本コストを考慮した上で収益力・資本効率等を高めるための具体的施策とその目標を提示する。
- ⑤ 大規模な株主価値の希釈化をもたらす資本調達を実施する場合は、バランスシートの健全性、安定性を維持しながら、中長期的な株主価値向上に資するものであるかを取締役会で十分に審議した上で決議し、決議後は株主・投資家に対して十分な説明を行う。
- ⑥ 株主及び投資家との建設的な対話内容や意見については、取締役会の場において経営陣に報告するとともに、その内容に応じ、今後の経営に活かすべく議論を深める。
- ⑦ 株主・投資家との対話の場を含めインサイダー情報の取扱については、インサイダー情報管理規程を定め、社員教育等を通じて厳重な情報管理を徹底する。

以上